

令和5年度「カワノバ」応募規約

川崎市と小田急電鉄株式会社（以下「事務局」という。）は、令和3年3月に公表した「小田急沿線川崎エリアまちづくりビジョン」に基づき、沿線の価値向上に向け連携し、様々な取組を推進しています。多摩川河川敷エリア（登戸地区広場及び小田急橋梁下。以下「本エリア」という。）にて、多摩川河川敷の新たな利活用に向けた社会実験「登戸・多摩川 カワノバ」を実施し、キッチンカーやスポーツ体験教室など、「カワノバ」を利活用した持続可能な水辺のにぎわい創出に向けた取組に御協力いただく企業・団体等（以下「協力者」という。）を募集します。応募にあたっては、本規約を御確認いただきますようお願いいたします。

【基本方針】

本エリアは、スポーツやピクニック等、多くの利用者でにぎわう一方で、バーベキュー利用者によるゴミの不法投棄や騒音等の課題も生じています。こうしたことから、川崎市と小田急電鉄は、現状の課題解決と多様なニーズに対応した水辺のにぎわい創出に向けて、令和3年より多摩川の利活用社会実験「登戸・多摩川 カワノバ」を実施してきました。

また、定期的な「カワノバを語る場」などの地域意見交換会やアンケートを通じて、課題の改善や、居心地がよく魅力的な空間づくりを求める御意見、持続可能な取組とするための管理運営体制構築の必要性等の御意見等をいただきました。

本社会実験は、こうした御意見も踏まえ、課題解決を図るとともに、地域の皆様や協力者と連携を図りながら、様々な利活用を実施し、持続可能な水辺のにぎわい創出に向けた取組として行うものです。

社会実験を通して、アンケート等により地域ニーズの把握を行うとともに魅力的な空間づくりに向け、管理運営体制の構築の検討を進める予定です。

協力者の皆様には、こうした経緯や取組目的について御理解の程お願い申し上げます。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000138922.html>



【概要】多摩川河川敷の新たな利活用に向けた社会実験「カワノバ」

場所	多摩川河川敷（登戸地区広場及び小田急橋梁下）
広報	ポスター、チラシ、川崎市 HP などを中心に行います。
主催	川崎市、小田急電鉄株式会社
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー利用者によるゴミの不法投棄や騒音等の課題への対応 ・多様なニーズに対応した魅力的な空間に向けた検討を進めること ・多様な主体による持続可能な管理運営体制の構築の検討を進めること
コンテンツ	キッチンカー、休憩施設の設置、スポーツ体験教室など協力者と調整後決定
利用料金	<p>利用者から金銭を得る場合は、利用料金をお支払いいただきます。</p> <p>詳細は別添 1 を御確認ください。</p> <p>※利用料金は、期間中、変更する場合があります。</p> <p>※利用料金の一部は、カワノバの取組に還元します。</p>
設備	<p>・電源、給排水設備はございません。各自ご用意いただき、排水は各自お持ち帰りください。</p> <p>なお、持込品の破損についての金銭・物的保証は一切応じかねます。</p> <p>・トイレは、近隣の公衆トイレをご利用下さい。イベントの規模に応じて、仮設トイレ等の御準備をお願いします。</p>

【会場】 多摩川河川敷（登戸駅から徒歩約 5 分、登戸地区広場及び小田急橋梁下）

【利用可能エリア】

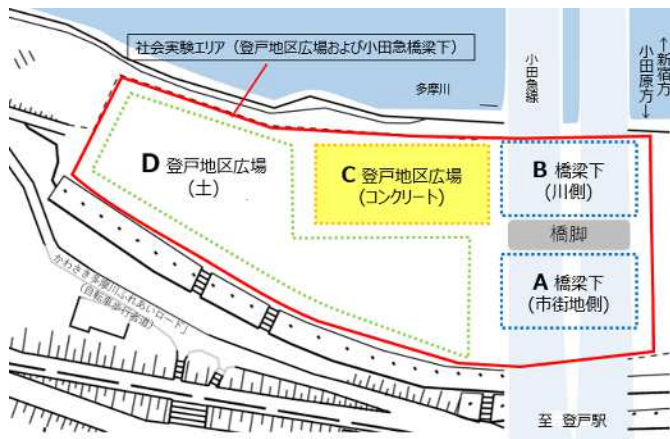
C 登戸地区広場（コンクリート）

D 登戸地区広場（土）


※ A 橋脚下（市街地側） および B 橋脚下（川側） は期間中の利用予定者が決定しています。

利用したい場合は、事務局までご連絡ください。

※ 現地にスケートボードのセクション等の工作物が設置されている場合がありますので、御利用時の移設等を御希望の場合は、各自の負担で移設し、御利用後に、現況復旧してください。



【申込み・参加の流れについて】

<p>① 問合せ・ 申込書提出 ＜利用の1カ月前 まで＞</p>	<p>・令和5年度「カワノバ」応募規約をご確認いただき、必ず内容に同意をいただいたうえで、以下の申込フォームよりお申し込みください。 URL: https://forms.gle/zr5W9URFSuauvuaE6</p>  <p>・記載内容や提出物に不備がある場合、申込を受けられませんのでご注意ください。</p>
<p>【参加条件】</p>	<p>令和5年度「カワノバ」の応募規約に同意すること ・社会実験参加の内容、提出物において、河川管理者及び事務局からの指示に従うこと</p>
<p>社会実験参加者に望むこと ※○は満たしてください。●については、全項目に当てはまる必要はありません。</p>	<p>○カワノバの趣旨に賛同される方 ○本エリアの課題解決と一緒に取り組みたい方 ○今後も継続してカワノバの取組に参加しようとしている方 ●他協力者と積極的にご協力、連携をいただける方 ●登戸エリアのまちづくりにご興味がある方 ●本エリアの運営管理に興味を持っている方、取り組みたい方 ●川崎市を中心に活動されている方、拠点が川崎市にある方、これから活動をしたい方</p>
<p>②参加可否決定</p>	<p>申込書記載内容を確認のうえ、事務局により参加可否を決定します。 申込内容によっては、ヒアリングを実施する場合があります。</p>
<p>③参加日決定</p>	<p>参加日の日程調整を行います。 ※同日に複数の協力者が参加する場合がありますので、事前に御承知おきください。</p>
<p>④実施計画提出 ＜実施2週間前＞</p>	<p>事務局まで、実施計画を提出し、承認を得てください。</p>
<p>⑤当日</p>	<p>実施計画に則り、健全なご利用をお願いいたします。</p>
<p>⑥実施報告 ＜2週間後まで＞</p>	<p>実施報告を指定の期日までに事務局にご送付ください。</p>
<p>⑦利用料の支払</p>	<p>請求書を発行した日の翌月末日までに指定の口座に振込によりお支払いください。</p>
<p>⑦意見交換会</p>	<p>社会実験終了後、近隣住民や河川敷の利活用に興味のある方を交えて、カワノバを語る場（意見交換会）を開催予定です。ぜひ御参加ください。</p>

【規約】

1 共通

- (1) 協力者が実施する事業は協力者の責任・負担で実施してください。
 - ・協力者は関係法令等に従って、事業を実施してください。
 - ・本エリアの構造物や周辺設備等を破損しないよう注意し、破損した場合、協力者負担で元の状態に戻してください。
 - ・事故等は事業者の責任となり、事務局は責任を負いません。
 - ・本エリアは河川区域であり、台風時等の撤去先の確保や緊急の連絡体制等を整えてください。
- (2) 地域からの要望・苦情、利用者間のトラブル・事故対応等について
 - ・速やかに事務局へ報告・連絡・相談をしてください
 - ・協力者が対応、解決を行ってください。
- (3) 荒天時等について
 - 事務局による判断等
 - ・天候、その他やむを得ない事情により、社会実験を中止・変更する場合は、事務局より連絡を行います。
 - ・災害時及び鉄道運行の状況、感染症、その他不測な自体の発生等の事由により、事前の申し出なしに本エリアの使用中止を求める場合、使用縮小を求める場合があり、この場合、中止・縮小に伴う準備等の損失については、補償いたしかねますので、予めご了承ください。
 - 協力者等による判断
 - ・天候等により事業を中止、変更する場合は原則として前日正午までに事務局に連絡を行ってください。
 - ・中止に伴う、利用者や参加者への告知、問い合わせ対応等は協力者が行ってください。
- (4) 免責及び損害賠償等について
 - 免責及び損害賠償について：
 - ・本エリア利用中の展示物及び協力者がお持ち込みになられた物(貴重品を含む)等の盗難、破損事故、人身損害については、その原因の如何を問わず事務局は一切の責任を負いません。
 - ・天変地異、関係各省庁からの指導、その他、事務局の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。
 - ・本エリア内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
 - ・その他、協力者が本規約に違反したことによって、事務局が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
 - 賠償責任について：
 - ・本エリアの利用に際して、協力者間及び第三者との間でトラブルが発生した場合には、協力者がその責任と費用をもって一切解決するものとし、事務局は、何らの責任を負担しないものとします。

(5) 以下に該当する場合は、ご利用お断りさせていただきます。なお、途中で発覚した場合、ただちに利用を中止します。

- ・川崎市暴力団条例に規定する暴力団でないこと
- ・公序良俗に反するもの、反社会的勢力の利益につながるもの
- ・特定の政治団体や宗教団体の利益につながるもの
- ・布教活動・宗教活動・政治活動・違法なセールス、悪質な勧誘を目的としたもの
- ・ネットワークビジネス、連鎖販売取引(マルチ商法等)、又はそれらと誤解される恐れがある行為
- ・発煙、ロケット花火、たこ揚げ、ドローンなど鉄道運行に支障をおよぼすおそれのある行為
- ・大音量、振動、悪臭の発生、その他周辺住民、近隣店舗、他の出店者等に迷惑をかける行為
- ・利用申込書記載内容以外での利用
- ・施設、設備等を汚損、破損させる恐れのある行為
- ・許可なく、本エリア又は付帯設備の全部又は一部へテープ貼りやくぎ打ちを行う行為。
- ・本エリア内の物品等の放置
- ・裸火・直火の使用。
- ・利用権の全部又は一部及び貸与された鍵を第三者への譲渡・転貸
- ・その他、管理運営上、不適切と認められる行為

2 実施前

(1) 手続き等

- ・フォームにより、2週間前までに実施報告をしてください。
- ・SNS等で周知をされる場合、周知内容を事前に事務局と調整してください。
- ・協力者が実施する事業に必要な関係機関への手続き（保健所、消防署等）は、協力者が実施してください。
- ・同日に複数の協力者が参加する場合があるので、事前に御承知おきください。
- ・キッチンカーが複数台出店する場合など、事務局では、商材や競合の調整はいたしかねますのでご承知おきください。
- ・新規参入者の機会確保のため、利用日を調整させていただくことがあります。

(2) 飲食物を提供する場合

■条件

- ・基本的に、神奈川県川崎市で営業ができる「営業許可証」を取得している車両をお持ちの方のみ参加できます。
- ・車両以外で出店されたい方は、別添2を御確認の上、多摩区役所衛生課にて必要な許可を得てください。

■提出書類

出店概要書、営業許可証・食品衛生責任者証・保険証書・車検証・車両図面のコピー

■ 注意事項

- ・キッチンカーの車両下に防護シートを敷設するなど汚染防止してください。
- ・開封前の酒類提供は税務署への申請または届出をしてください。

(3) 火気使用をする場合

- ・火気器具（ガスコンロ、カセットコンロ、業務用具グリドル、発電機等）を使用する場合は、消火器の設置※及び別添 3 を御確認の上、多摩消防署等と調整をしてください。（※家庭用、エアゾール式は不可）

(4) 保険について

- ・各自で保険の加入手続きをお願いします。特に、食品関係については、必ず生産物賠償責任保険（PL 保険）への加入をお願いします。

(5) 備品について

- ・出店に必要な備品は各自御持参ください。

3 実施中

(1) 連絡体制

- ・事業中は原則として本エリアに常住し、事故等があった場合は速やかに対応できる体制を整えてください。
- ・実施後に報告をしていただきますので、事前に内容確認し、状況写真を撮る等してください。

(2) 車両について

- ・搬出入車両含め河川敷内への車両乗入れ・駐車は最小限としてください。
- ・別添 4 の経路により進入してください。進入時は通行者等に注意し、徐行してください。
- ・事前に事務局に台数等を申請した車両以外は乗り入れできません。
- ・事前に申請した搬出入時間以外の車両の移動はできません。
- ・アイドリングはしないでください。
- ・現地にて通行許可証を受け取ってください。
- ・事故・駐車中の盗難等についての責任は負いかねます。

(3) 掲示物

- ・出店・企画内容がわかるよう、実施内容、主催者および問合せ先を現地に掲出してください。
- ・看板や備品等を設置する場合は、河川敷内は風が強いため横転防止対策を行うなど注意してください。

(4) 地域への貢献等

- ・河川敷内や駅までの道のりの清掃等を行うよう努めてください。

- ・来場者が帰り道等にゴミ投棄などをしないようにマナー啓発を行う等工夫するよう努めてください。
- ・近隣住民、河川利用者等へ迷惑とならないよう、また、鉄道運行への支障がないよう、騒音、発煙等に注意してください。（特に夜間時間帯については音量に配慮してください。）

(5) 飲食を提供する場合

- ・営業中は必ず食品衛生責任者が常駐するようにしてください。
- ・衛生面や管理面にご留意をお願いします。

4 実施後

(1) 当日の片付け

- ・ご利用後、利用したスペース及び周辺を清掃の上、撤収してください。
- ・ゴミ箱を設置し、事業により発生したごみは各自で回収し処理してください。

(2) 実施報告

- ・フォームにより実施後、2週間以内に実施報告を行ってください。
- ・社会実験の広報等のため、提供を受けた資料等を公に使用することがありますので、活動写真などについて、参加者等の承諾を得るか、参加者等が特定できないように編集した上で、提出してください。

(3) お支払いについて

- ・報告に基づき、請求書を発行いたしますので、指定期日までに、指定の口座へのお振込みをお願いします。
- ・利用料金はすべてお振込みによるお支払いとさせていただきます。